

Q 5 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは？

Q：「災害共済給付制度」とはどのような制度ですか。

A：学校管理下で生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時、災害共済給付を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

Q：「学校管理下」の範囲とはどのような場面でしょうか。

A：①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

：各教科・特別活動等

②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

：部活動・林間学校・夏休み中の水泳指導等

③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合

：始業前・業間休み・昼休み・放課後

④通常の経路及び方法により通学する場合

⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合

（学校の寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるとき、技能教育のための施設で教育を受けているとき等）

Q：「部活動」にはどのような活動が含まれますか。

A：①合宿訓練中及び合宿生活上必要とされる施設及び訓練場の範囲内における行動

②対外運動競技、野外活動、見学など学校外で行われる活動

（参加のための旅行中及び宿泊中を含む。）

Q：他校での練習試合や対外運動競技へ参加する場合、「教師の適切な指導の下での部活動」とは、どのような場面を意味しますか。

A：①常時、教師の直接の引率や監督指導がなされる場面が、基本的な考え方となります。

②活動場所の距離や実施時間、生徒の発達段階などの実態等から学校側の判断により教師の直接の引率・監督指導等がなされなかった場合でも、「出発から解散まで教育計画に基づいて適切な指示や指導がなされている」と解される場合は対象とみなされます。

Q：運動部の練習等が教諭以外の教職員の指導の下に行われた場合は対象となりますか。

A：当該校の校長の指示の下に行われたものである場合は、課外指導として認められます。

Q：近隣の学校の部活動に参加する場合は対象となりますか。

A：在籍校の課外指導に位置づけて他校の部活動教員に指導を委任した場合は学校の管理下として認められます。

Q：外部指導者による指導は対象となりますか。

A：学校の設置者等が委嘱した外部指導者の指導による運動部活動は、学校の管理下の範囲に含まれます。

Q：卒業後及び入学前の扱いはどうなりますか。

A：【卒業式後（卒業式から3月31日までの活動）】

卒業式前に校長が承認し、あらかじめ当該校の教育計画に位置づけて当該校の部活動に参加させたものは学校の管理下として認められます。（任意による登校は認められません。）ただし、指導要録上、当該校の卒業日が3月30日以前となっている場合は、当該卒業日までの活動を対象としますので、卒業日後の活動については、保険適用を受けることができません。

また、中学校を卒業後、4月以降に進学予定の上級の学校の部活動に参加した場合も、学校の管理下にあるものとは認められません。

【入学式前（4月1日から入学式までの活動）】

進学先の学校での部活動の参加は、進学先の校長が承認をし、あらかじめ当該校の教育計画に位置づけて部活動に参加した場合は、学校の管理下と認められます。

ただし、学校において当該校の入学日が指導要録上4月2日以降となっている場合は、当該入学日以降の活動が対象となります。

※現在、京都府立高等学校は入学日をもって入学とされています。

したがって、万が一の事故に備えて、いずれの場合も関係校長、保護者等の了解のもと、運動部活動に参加する生徒に対して別途保険（スポーツ安全保険等）に加入をしておくことが大切です。

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京 都 府 教 育 委 員 会
教 育 長 田 原 博 明

部活動の適切な実施について

各教育委員会におかれましては、平成24年度からの中学校における新学習指導要領の完全実施に向けて、鋭意お取り組みいただいていることと存じます。とりわけ、部活動については、中学校学習指導要領解説総則編（平成20年9月）に新たに「部活動の意義と留意点等」が示されたところです。

つきましては、部活動の意義を踏まえ、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫し、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するよう、適切な実施について指導をお願いします。

※参考

- ・中学校学習指導要領（平成20年3月）
第1章総則 第4指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（13）
- ・中学校学習指導要領解説総則編（平成20年9月）
第3章教育課程の編成及び実施 第5節教育課程実施上の配慮事項
13部活動の意義と留意点等

担 当	学校教育課	075-414-5833
	保健体育課	075-414-5867

各府立学校長 様

京 都 府 教 育 委 員 会
教 育 長 田 原 博 明

部活動の適切な実施について

各校においては、平成25年度からの新学習指導要領の年次進行に向けて、鋭意取り組まれているところですが、とりわけ、部活動については、高等学校学習指導要領解説総則編（平成21年7月）に新たに「部活動の意義と留意点等」が示されたところです。

については、部活動の意義を踏まえ、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫し、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮してください。

※参考

- ・高等学校学習指導要領（平成21年3月）
第1章総則 第5款教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項（13）
- ・高等学校学習指導要領解説総則編（平成21年7月）
第3章教育課程の編成及び実施 第5節教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 5 教育課程の実施に当たって配慮すべき事項
（13）部活動の意義と留意点等

担 当	高校教育課	075-414-5850
	保健体育課	075-414-5867

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京 都 府 教 育 委 員 会

教育長 田 原 博 明

部活動の適切な指導について

部活動の適切な実施については、学習指導要領の改訂に伴い「部活動が学校教育の一環であること」が明記されたことを受けて、平成23年4月1日付け3教保第169号で通知したところですが、昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という大変痛ましい事案が発生し、改めて部活動指導の在り方が問われています。

言うまでもなく、体罰は学校教育法第11条で禁止されている違法行為で、児童生徒の人格や尊厳を著しく傷つけるものであり、決して許されるものではありません。ましてや体罰が原因で尊い命が失われるようなことは、今後決してあってはならないことです。

つきましては、部活動が教育課程との関連を図りながら学校教育の一環として適切に実施され、勝利至上主義に偏ることなく、児童生徒と指導者の信頼関係や相互理解の上に学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するよう、適切な指導をお願いします。

併せて、運動部活動指導者研修会を開催する予定ですので、貴所管の中学校の管理職、運動部活動指導者（顧問教諭）及び派遣外部指導者の積極的な参加について御配慮をお願いします。

担 当	保健体育課	075-414-5867
	学校教育課	075-414-5833

5 教保第84号
平成25年2月4日

各府立学校長 様

京 都 府 教 育 委 員 会
教 育 長 田 原 博 明

部活動の適切な指導について

部活動の適切な実施については、学習指導要領の改訂に伴い「部活動が学校教育の一環であること」が明記されたことを受けて、平成23年4月1日付け3教保第169号で通知したところですが、昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という大変痛ましい事案が発生し、改めて部活動指導の在り方が問われています。

言うまでもなく、体罰は学校教育法第11条で禁止されている違法行為で、児童生徒の人格や尊厳を著しく傷つけるものであり、決して許されるものではありません。ましてや体罰が原因で尊い命が失われるようなことは、今後決してあってはならないことです。

については、部活動が教育課程との関連を図りながら学校教育の一環として適切に実施され、勝利至上主義に偏ることなく、生徒と指導者の信頼関係や相互理解の上に学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するよう、適切な指導をお願いします。

併せて、運動部活動指導者研修会を開催する予定ですので、貴校の管理職、運動部活動指導者（顧問教諭）及び派遣外部指導者の積極的な参加について配慮願います。

担 当	保健体育課	075-414-5875
	高校教育課	075-414-5850

各市町（組合）教育委員会
学校安全主管課長 様

京都府教育庁指導部保健体育課長

熱中症事故、落雷事故及び竜巻事故の防止について（依頼）

学校安全の充実及び徹底については、平成25年4月1日付け5教保第327号で依頼したところですが、別添写しのとおり、文部科学省から熱中症事故等の防止について依頼がありました。

夏季に向けて、高温環境下の屋外、気温・湿度の高い体育館等の屋内での活動や節電に関わる取組等によって発生する熱中症事故が懸念されるところです。

また、落雷や竜巻による事故についても時節柄、注意をする必要があります。

つきましては、下記事項及び別紙2「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について」を参考に児童生徒等の健康管理及び安全指導を徹底していただくようお願いします。

なお、救急搬送されるなど重傷の熱中症事故が発生した場合は、速やかに貴市町村を所管する教育局へ御報告いただきますよう併せてお願いします。（様式不問）

記

1 熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止について、以下の点に留意し、適切な措置を講ずるようお願いします。

- (1) 熱中症は、気温が高いと発生の危険が高まるが、気温が高くなくても湿度が高い場合にも発生する。また、梅雨明けの時期などに急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する。

このため、屋内でも温度や湿度の高い所で長時間にわたって運動や作業をしたりすると発生する可能性があることから、急に暑くなったときには運動を軽くしたり、時間を短縮するなどの配慮をするほか、暑さに徐々に慣らすようにすること。

- (2) 暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識し、運動や作業の際には、気温・湿度などの環境条件に配慮するとともに、長時間にわたる場合にはこまめな水分補給（0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）や休憩（目安は30分程度に1回）をとるなど、常に健康観察を行い、健康管理を徹底すること。

- (3) 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異常が見られたら、直ちに必要な措置をとること。

2 落雷事故の防止について

落雷事故の防止について、以下の点に留意し、適切な措置を講ずるようお願いします。

- (1) 屋外での教育活動においては、指導者は落雷の危険性を認識し、天気予報及び避難場所の確認など事前準備を万全に行うとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的見地（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月1日発行））によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける可能性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえば身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていても、落雷を阻止する効果がないため、姿勢を低くすること。

3 竜巻事故の防止について

竜巻の発生が予想される場合、気象庁から「竜巻注意情報」が発表されるため、空が急に真っ暗になる、大粒の雨やひょうが降り出す、雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりするなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど、適切な措置を講ずるようお願いします。

なお、気象庁のホームページにおいて、「竜巻注意情報」の情報が取得できますので御活用ください。

＜気象庁リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatumaki/index.html>>

4 緊急時の対応について

日頃から、熱中症等について教職員の共通理解を図り、応急手当の研修を実施したり、連絡の分担を明確にするなど、救急体制の確立をお願いします。

5 その他

気象庁のホームページの「ナウキャスト」において、「竜巻」「雷」「強い雨」の10分毎の最新状況や60分先までの予報を提供していますので御活用ください。

＜気象庁「ナウキャスト」<http://www.jma.go.jp/jp/randowc/>>

各府立学校長 様

保健体育課長

熱中症事故、落雷事故及び竜巻事故の防止について

学校安全の充実及び徹底については、平成25年4月1日付け5教保第327号で依頼したところですが、別添写しのとおり文部科学省から熱中症事故等の防止について依頼がありました。

夏季に向けて、高温環境下の屋外、気温・湿度の高い体育館等の屋内での活動や節電に関わる取組等によって発生する熱中症事故が懸念されるところです。

また、落雷や竜巻による事故についても時節柄、注意をする必要があります。

については、下記事項及び別紙2「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について」を参考に児童生徒等の健康管理及び安全指導を徹底してください。

なお、救急搬送されるなど重傷の熱中症事故が発生した場合は、速やかに保健体育課あて御報告いただきますよう併せてお願いします。(様式不問)

記

1 熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止について、以下の点に留意し、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

- (1) 熱中症は、気温が高いと発生の危険が高まるが、気温が高くなくても湿度が高い場合にも発生する。また、梅雨明けの時期などに急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する。

このため、屋内でも温度や湿度の高い所で長時間にわたって運動や作業をしたりすると発生する可能性があることから、急に暑くなったときには運動を軽くしたり、時間を短縮するなどの配慮をするほか、暑さに徐々に慣らすようにすること。

- (2) 暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識し、運動や作業の際には、気温・湿度などの環境条件に配慮するとともに、長時間にわたる場合にはこまめな水分補給(0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等)や休憩(目安は30分程度に1回)をとるなど、常に健康観察を行い、健康管理を徹底すること。

- (3) 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異常が見られたら、直ちに必要な措置をとること。

2 落雷事故の防止について

落雷事故の防止について、以下の点に留意し、適切な措置を講ずるようお願いします。

- (1) 屋外での教育活動においては、指導者は落雷の危険性を認識し、天気予報及び避難場所の確認など事前準備を万全に行うとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的見地（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月1日発行））によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける可能性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえば身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果がないため、姿勢を低くすること。

3 竜巻事故の防止について

竜巻の発生が予想される場合、気象庁から「竜巻注意情報」が発表されるため、空が急に真っ暗になる、大粒の雨やひょうが降り出す、雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりするなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど、適切な措置を講ずるようお願いします。

なお、気象庁のホームページにおいて、「竜巻注意情報」の情報が取得できますので御活用ください。

<気象庁リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatumaki/index.html>>

4 緊急時の対応について

日頃から、熱中症等について教職員の共通理解を図り、応急手当の研修を実施したり、連絡の分担を明確にするなど、救急体制を確立してください。

5 その他

気象庁のホームページの「ナウキャスト」において、「竜巻」「雷」「強い雨」の10分毎の最新状況や60分先までの予報を提供していますので御活用ください。

<気象庁「ナウキャスト」<http://www.jma.go.jp/jp/randowc/>>